

○ 土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2307号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u>（直轄）実施要領 第1 趣旨 本事業の実施については、<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u>（直轄）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2306号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 第3 事業内容 要綱第4の1の（3）の「農村振興局長が別に定めるもの」として地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が行うものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 1～4 （略） 第4 実施要件 1 要綱第5の1ただし書の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。 （1）有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧<u>又は事故の防止</u> （2）車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が120センチメートル以上残されたものをいう。）のみに係る復旧<u>又は事故の防止</u>	<u>土地改良施設突発事故復旧事業</u>（直轄）実施要領 第1 趣旨 本事業の実施については、<u>土地改良施設突発事故復旧事業</u>（直轄）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2306号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 第3 事業内容 要綱第4の3の「農村振興局長が別に定めるもの」として地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が行うものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 1～4 （略） 第4 実施要件 1 要綱第5の1ただし書の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。 （1）有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧 （2）車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が120センチメートル以上残されたものをいう。）のみに係る復旧

- (3) 溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵類のみに係る復旧又は事故の防止
- (4) 森林植生のみに係る復旧又は事故の防止
- (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧又は事故の防止

2・3 (略)

第5 事業の実施

- 1 要綱第6の1の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第1－1号の事故報告書とする。ただし、要綱第6の1の規定により事故による被害が甚大なため被害額等の特定に不測の日数を要する場合は、被害額等の特定後速やかに別記様式第1－1号により報告するものとする。
- 2 要綱第6の2の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第1－2号の事故兆候報告書とする。ただし、事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響等の特定に不測の日数を要する場合は、事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響等の特定後速やかに別記様式第1－2号により報告するものとする。
- 3 要綱第7の1の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第2－1号の突発事故復旧事業計画書とする。当該計画書等を作成する場合において、当該工事が竣工しているときは、当該工事の竣工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。ただし、突発事故復旧事業計画書の作成に不測の日数を要する場合は、当該計画書の作成後速やかに、当該計画書の作成のために行った国営施設機能保全総合対策事業施設機能保全検討調査（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構

- (3) 溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵類のみに係る復旧
- (4) 森林植生のみに係る復旧
- (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧

2・3 (略)

第5 事業の実施

- 1 要綱第6の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第1号の事故報告書とする。
- 2 要綱第6の規定により事故による被害が甚大なため被害額等の特定に不測の時日を要する場合は、被害額等の特定後速やかに別記様式第1号により報告するものとする。
(新設)
- 3 要綱第7の1の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第2号の突発事故復旧事業計画書とする。

改D第532号農林水産事務次官依命通知）別紙10第2に掲げる調査をいう。）等（以下「検討調査等」という。）に関する書類を当該計画書に添付し、農林水産大臣に報告するものとする。

4 要綱第7の2の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第2－2号の事故防止事業計画書とする。

5 要綱第7の1の現地調査は、要綱第3の1の各号に示す原因の有無に留意して行うものとし、併せて施設の原形及び被害状況を調査するものとする。

6 要綱第7の2の予備調査は、要綱第5の3の（2）の各号に示す事故の兆候並びに当該事故が発生した場合の地域の社会及び経済に及ぼす影響に留意して行うものとする。

7 要綱第8の3の「農村振興局長が別に定める書類」とは、別記様式第3号の実施計画書及び箇所別平面図とする。また、「軽微なもの」とは、主要な工事の形状寸法、材質、位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいうものとし、軽微な変更を行ったときは速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。

(削る。)

4 要綱第7の1の規定により事業計画書等を作成する場合において、当該工事が竣工しているときは、当該工事の竣工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。

5 要綱第7の1の規定により応急工事計画の作成に不測の時日を要する場合は、応急工事計画の作成後速やかに、当該計画の作成のために行った国営施設機能保全総合対策事業施設機能保全検討調査（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）別紙10第2に掲げる調査をいう。）等（以下「検討調査等」という。）に関する書類を事業計画書等に添付し、農林水産大臣に報告するものとする。

6 突発事故の現地調査は、要綱第3の1の各号に示す原因の有無に留意して行うものとし、併せて施設の原形及び被害状況を調査するものとする。

7 要綱第8の3の「農村振興局長が別に定める書類」とは、別記様式第3号の実施計画書及び箇所別平面図とする。

8 要綱第8の3の「軽微なもの」とは、主要な工事の形状寸法、材質、位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいうものとし、軽微な変更を行ったときは速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。

第 7 完了報告

要綱第10の様式は、別記様式第 5 号の突発事故復旧事業完了調書又は事故防止事業完了調書とする。

別記様式第 1－1 号

事 故 報 告 書		番 号
		年 月 日
農村振興局長 氏名 殿		
〔 地方農政局長又は 沖縄総合事務局長 〕		
	〔 都道府県知事 〇〇所長 〕	氏 名

年 月 日から 月 日までの突発事故により土地改良施設等下記のとおり被害が発生したため、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2306 号）第 6 の規定により報告します。

記 （略）

別記様式第 1－2 号

事 故 兆 候 報 告 書	
番 号	
年 月 日	

第 7 完了報告

要綱第10の様式は、別記様式第 5 号の突発事故復旧事業完了調書とする。

別記様式第 1 号

事 故 報 告 書		番 号
		年 月 日
農村振興局長 氏名 殿		
〔 地方農政局長又は 沖縄総合事務局長 〕		
	〔 都道府県知事 〇〇所長 〕	氏 名

年 月 日から 月 日までの突発事故により土地改良施設等下記のとおり被害が発生したため、土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2306 号）第 6 の規定により報告します。

記 （略）

（新設）

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿

（地方農政局長又は
沖縄総合事務局長）

（都道府県知事
〇〇所長） 氏 名

年 月 日から 月 日に土地改良施設等により下記のとおり事故の兆候を確認したため、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2306号）第6の規定により報告します。

記

1 事故兆候の概要

- (1)施設概要（管理主体、施設名、工種）
- (2)事故兆候発生部位・箇所（延長）
- (3)事故兆候の状況
- (4)二次被害のおそれ（防災対策の措置の有無）

注 工種は別表の区分に従って記載する

2 事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響の概要

(1) 農地及び土地改良施設の被害額 (単位：千円)

市町村名	被害報告額	左 の 内 訳												備 考
		農 地			土 地 改 良 施 設									
					パイプライン		用排水機場		開 水 路		………		小 計	
		箇 所	面積	金額	箇 所	金額	箇 所	金額	箇 所	金額	箇 所	金額	箇 所	

注 土地改良施設の内訳欄は、上記事故概要の工種に準じて記入する

二 般 災 害				施 設 関 係 被 害					
区 分		数 量	備 考	区 分		数 量	金 額		
罹 災 総 数	世帯員	世帯人		公 共 土 木 施 設 等	河川 海岸 砂防施設 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 港 漁港 下水 都市公園 計	箇所 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	千円		
	人的被害	死者 行方不明 負傷	人 〃 〃						
	建 物 被 害	全壊 半壊 流失 一部破損 床上浸水 床下浸水 非住家 計	棟 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃					電線 ガス管 水管 計	箇所 〃 〃 〃
その他									

(3) 特記事項

注 国営、代行土地改良事業として施行中又は施行済の事業、応急対策を実施したもの等の被害概況を記載する

(4) 写真

別紙様式第 2 - 1 号

年	月	日	発生
(施	設	名)	
			地区
突発事故復旧事業計画書			
(応急工事計画書)			
(農 政 局 名)			
北海道開発局〇〇開発建設部			
沖 縄 総 合 事 務 局			

第 1 表 (略)

注 (削る。)

(削る。)

(削る。)

別紙様式第 2 号

年	月	日	発生
(施	設	名)	
			地区
突発事故復旧事業計画書			
(新設)			
(農 政 局 名)			
北海道開発局〇〇開発建設部			
沖 縄 総 合 事 務 局			

第 1 表 (略)

注 1 関係面積は、被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設により受益する地域の面積を記入すること

2 受益面積は、被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって直接受益する地域の面積を記入すること

3 受益戸数は、被害を受けた農地又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって直接受益する農地について、耕作の事業を行う戸数を記入すること

(削る。)
(削る。)

- 1 面積(ha)は整数とし、小数点以下1位を四捨五入すること
- 2 「事業費総括」「工事費内訳」「応急工事費内訳」「地元負担内訳」及び図面等を添付すること
- 3 地盤沈下の対策に該当する場合は、対策に関する資料を添付すること

第2表～第6表 (略)

添付書類

- (1)～(4) (略)
- (5) 検討調査等に関する書類（応急工事計画の作成に不測の日数を要する場合）
- (6) (略)

(参考)

突発事故復旧事業計画書記載要領

項目	記載要領
第1表 計画概要	<u>土地改良法施行規則(昭和24年農林水産省令第75号。以下「規則」という。)第40条の規定に基づき、目的及び同条第1号から第6号までに掲げる事項を記載するものとし、その記載要領は以下のとおりとする。</u>
事業名	
事故発生年月日	
施行位置	<u>本事業の施行に係る地域の所在を記載する。</u>
関係面積	<u>被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設により受益する地域の面積を記載する。</u>
受益面積	<u>被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって受益する地域の面積を記載する。</u>
受益戸数	<u>被害を受けた農地又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって受益する農地について、耕作の事業を行う戸数を記載する。</u>
工種	<u>別表の区分に従って記載する。</u>
工期	<u>工事の着手及び完了の予定時期を記載する。</u>

4 工種は別表の区分に従って記入すること

5 事業量の欄には、農地にあつては田畑別の面積(ha)を記入すること

6 面積(ha)は整数とし、小数点以下1位を四捨五入すること

7 「事業費総括」「工事費内訳」「応急工事費内訳」「地元負担内訳」及び図面等を添付すること

8 地盤沈下の対策に該当する場合は、対策に関する資料を添付すること

第2表～第6表 (略)

添付書類

- (1)～(4) (略)
- (5) 検討調査等に関する書類（応急工事計画の作成に不測の時日を要する場合）
- (6) (略)

(新設)

事業量 事業費 被害状況 当該施設の管理状況 復旧工事計画	農地にあつては田畑別の面積(ha)を記載する。 突発事故被害後の状況を記載する。 当該施設の突発事故被害前の状況（管理状況等）を記載する。 本事業の目的、一般工事計画、主要工事計画及び効果を記載する。
第2表 事業費総括	工事費及び応急工事費を記載するとともに、工事費の内訳として、本工事費、測量設計費、用地費及び補償費、船舶機械器具費、営繕費、宿舍費、事業車両費、工事諸費を記載する。
第3表 工事費内訳	土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日52構改D第24号）に基づき、工事費の内訳を記載する。
第4表 応急工事費内訳	応急工事費の内訳として、本工事費、測量設計費、用地費及び補償費、船舶機械器具費を記載する。
第5表 地元負担内訳	負担割合と事業費に対する負担額を記載する。
第6表 関連事業	現地仮復旧を補助事業で実施する場合は、補助事業に関する内容を記載する。
添付書類	規則第40条第7号に掲げる現況図、計画図その他当該土地改良事業に関する図面等を添付する。

別記様式第2－2号

国営事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）

第1章 目的

（新設）

第2章 地域及び地積

第1節 地域

第2節 地積

第3章 一般計画

第4章 対象施設の状況

第1節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第3節 その他の施設

第4節 周辺環境

第5章 主要工事計画

第1節 要旨

第2節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第3節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第4節 その他の施設

第6章 附帯工事計画

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

第8章 環境との調和への配慮

第9章 事業費の総額及び内訳

第10章 効用

第11章 関連する事業

1 基本事業

2 維持管理事業

3 その他の関連事業

第12章 現況・計画図面

1 現況平面図

2 計画平面図

3 主要構造図

4 図面目録

注：章、節に該当する事項のない場合は、当該章、節を記載しないこととする。

第1章 目的

第2章 地域及び地積

第1節 地域

第2節 地積

(年月現在) (第1表)

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	計 (ha)	備考
(合計)				

第3章 一般計画

第4章 対象施設の状況

第1節 用水施設

1 貯水池

(第2表-1)

名称				位置					管理	管理受託	受益	基本事業			備考
堤体	型式	堤高	堤長	堤体積	有効 貯水量	年間利 用水量	集水 面積	満水 面積	委託	年月日	面積	造成工期	造成 工事費	受益 面積	
		m	C	千 m ³	千 m ³	千 m ³	km ²	km ²			ha	年度～年度	千円	ha	
洪水吐	型式	設 計 高	取水	型式	最大	そ の 他									
		水 流 量	設備		取水量	の施設									
		m ³ /s			m ³ /s										
工事を必															

		mm	m ³ /s	m ³ /s	hr/日		KW PS				ha	年度～年度	千円	ha	
工事を必要とする理由															

4 用水路

(第2表－4)

水路名	最大 通水量	延長			管理 受託者	管理受託 年月日	受益 面積	基本事業				備考
		開渠	トンネル	計				造成工期	造成 工事費	受益 面積	末端支 配面積	
	m ³ /s	m	m	m			ha	年度～年度	千円	ha	ha	
工事を必要とする理由												

5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

1 排水水門

(第3表－1)

水路名	流域 面積	計画		排水本川			管理 受託者	管理受託 年月日	受益 面積	基本事業			備考
		排水量	地区内 たん水深	名称	計画 洪水量	計画 洪水位				造成工期	造成 工事費	受益 面積	
	m ³ /s	m	m	m	m	m			ha	年度～年度	千円	ha	
工事を必要とする理由													

る理由	
-----	--

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第3節 その他の施設

第4節 周辺環境

第5章 主要工事計画

第1節 要旨

第2節 用水施設

1 貯水池

(第4表－1)

改修力所	改修工事内容		備考
	構造	数量	
堤体			
洪水吐			
取水設備			

2 頭首工

(第4表－2)

<u>改修カ所</u>	<u>改修工事内容</u>		<u>備考</u>
	<u>構造</u>	<u>数量</u>	
<u>取水口</u>			
<u>取水堰</u>			
<u>附帯施設</u>			
<u>管理施設</u>			

3 揚水機

(第4表－3)

<u>改修カ所</u>	<u>改修工事内容</u>		<u>備考</u>
	<u>構造</u>	<u>数量</u>	
<u>ポンプ</u>			
<u>原動機</u>			
<u>吸水槽</u>			
----- =====			

4 用水路

(第4表－4)

<u>水路</u>	<u>改修工事内容</u>		<u>備考</u>
	<u>構造</u>	<u>数量</u>	

5 その他かんがい施設

第3節 排水施設

- 1 排水水門
- 2 排水機
- 3 排水路
- 4 その他排水施設

第4節 その他の施設

第6章 附帯工事計画

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

第8章 環境との調和への配慮

第9章 事業費の総額及び内訳

第10章 効用

第11章 関連する事業

- 1 基本事業
- 2 維持管理事業
- 3 その他の関連事業

第12章 計画図面

- 1 現況平面図
- 2 計画平面図
- 3 主要工事図面
- 4 図面目録

(参考)

国営事故防止事業計画書記載要領

項目	表番号	記載要領
第1章 目的		事業の目的を簡潔に記載する。

第2章 地域及び地積		
第1節 地域		地域とは、本事業の施行に係る地域をいい、〇〇県〇〇市、〇〇郡〇〇町と全ての関係市町村名を記載する。
第2節 地積	第1表	地積とは、本事業によって受益する土地の面積をいう。
		1. 面積は、土地登記簿を原則とするが、それ以外の土地登記簿の情報を反映させていることが明確である各種公的書簿を利用して面積を求めている場合は、土地登記簿に準ずる根拠資料として取り扱うものとする。また、土地登記簿等から面積が得られないものについては、実測又は図測等で面積を計測するものとする。なお、備考欄に引用した根拠資料名、計測方法等について記載する。 2. 市町村別に区分しにくい場合は、市町村名を記載し、面積は一括してもさしつかえない。 3. 単位は1ha までとする。
第3章 一般計画		
第4章 対象施設の状況		工事の対象となる施設の概要及び工事を必要とする理由を記載する。
第1節 用水施設		
1 貯水池	第2表－1	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した事業)計画について記入する。
2 頭首工	第2表－2	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した事業)計画について記入する。
3 揚水機	第2表－3	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した事業)計画について記入する。
4 用水路	第2表－4	造成工期及び造成工事費の欄は基本事業(当該事業の対象となる施設を造成した事業)計画について記入する。
5 その他かんがい施設		
第2節 排水施設		
1 排水水門	第3表－1	様式は第2表－3に準ずる。
2 排水機		様式は第2表－4に準ずる。
3 排水路		
4 その他排水施設		
第3節 その他の施設		
第4節 周辺環境		
第5章 主要工事計画		
第1節 要旨		工事計画の概要を記載する。
第2節 用水施設		工事の工法、構造、数量等について記載する。
1 貯水池	第4表－1	

<u>2 頭首工</u> <u>3 揚水機</u> <u>4 用水路</u> <u>5 その他かんがい施設</u> <u>第3節 排水施設</u> <u>1 排水水門</u> <u>2 排水機</u> <u>3 排水路</u> <u>4 その他排水施設</u>	<u>第4表-2</u> <u>第4表-3</u> <u>第4表-4</u>	様式は第4表に準ずる。

項目	表番号	記載要領
<u>第4節 その他の施設</u> <u>第6章 附帯工事計画</u> <u>第7章 工事の着手及び完了の予定時期</u> <u>第8章 環境との調和への配慮</u> <u>第9章 事業費の総額及び内訳</u> <u>第10章 効用※</u> <u>第11章 関連する事業</u> <u>1 基本事業</u> <u>2 維持管理事業</u> <u>3 その他の関連事業</u> <u>第12章 現況・計画図面</u> <u>1 現況平面図</u> <u>2 計画平面図</u> <u>3 主要構造図</u> <u>4 図面目録</u>		総額及びその内訳を記載する。内訳は、主要工事費、付帯工事費及びその合計額を記載する。 事業の施行によって生ずる効果について記述する。 当該事業の対象となる施設を造成した国営事業の概要を記載する。 縮尺5万分又は2万5千分の1地形図を用いる。 縮尺5万分又は2万5千分の1地形図を用いる。 主要施設（主要工事計画）の構造を表示する。

※基本事業による効用を継続的に発揮させるための計画的な更新事業が予定される地区であり、かつ、事業費の総額が10億円未満の場合に限り、基本事業等の経済性の評価結果等を用いた簡便的な手法により本事業の経済性及び受益者負担の可能性（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第2条第1項第3号及び第4号の各要件）を判断するとともに、それぞれ定性的な記載としてもよい。

別記様式第 3 号

地区突発事故復旧事業（直轄）実施計画書（変更）（略）

＜施行注意＞

要領第 5 の 7 に基づき事故防止事業の実施計画書を提出する場合は、下線部を事故防止事業とすること。

別記様式第 5 号

地区突発事故復旧事業（直轄）完了調書（略）

＜施行注意＞

要領第 7 に基づき事故防止事業の事故防止事業完了調書を提出する場合は、下線部を事故防止事業とすること。

別記様式第 3 号

地区突発事故復旧事業（直轄）実施計画書（変更）（略）
（新設）

別記様式第 5 号

地区突発事故復旧事業（直轄）完了調書（略）
（新設）

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要領

平成30年 3 月30日付け29農振第2307号

令和 4 年10月14日付け 4 農振第1743号

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第2439号

各地方農政局長

国土交通省北海道開発局長

内閣府沖縄総合事務局長



殿

農林水産省農村振興局長

第 1 趣旨

本事業の実施については、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱（平成30年 3 月30日付け29農振第2306号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 適用除外

- 1 要綱第 3 の 1 の（2）の「明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏を原因とするもの」とは、竣工検査等の結果、工事の出来高が不足しているもの、又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達していないものとして指摘され、これらについて手直し又は補強工事が命じられた箇所、当該工事が未完了である施設に生じた突発事故をいう。
- 2 要綱第 3 の 1 の（3）の「甚だしく維持管理の義務を怠ったことを原因とするもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - （1）柵工、枠工、木工沈床又は木橋等の甚だしい腐朽により、これらの施設に生じた突発事故
 - （2）水門、樋門等河川に設けられた施設の操作とその他管理の甚だしい不良により当該施設に生じた突発事故
 - （3）堤防における耕作等により当該堤防に生じた突発事故
 - （4）本事業の要件に該当しないことを理由として本事業の対象とされなかった箇所につき、当該施設の復旧に着手する以前に生じた新たな突発事故で、次に掲げるもの以外のもの
 - ア 当該復旧工事に着手する時間的余裕のないときに新たに発生した突発事故

イ 当該復旧工事が完成していたとしても新たに当該箇所につき突発事故被害が生じたと明らかに想定される程度の突発事故

(5) その他前各号に掲げるものに類する突発事故

3 要綱第3の1の(5)の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げる工事をいう。

(1) 石積み又は石張り等の破損を防止するためのコンクリート突込みのみの工事

(2) 直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ若しくは欠脱の補充のみの工事又は間詰めのみ工事

(3) 隧道の巻立コンクリートの軽微な亀裂の修繕のみの工事

(4) 木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみの工事又はその少量の脱石の補充のみの工事

(5) 少量の捨石の補充のみの工事

(6) 堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下に対する床止め、根固め又は突堤のみに係る工事。この場合において、「直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない場合又は露出した場合であっても堤防、護岸等の安定に支障がない程度の低下をいう。

(7) 堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事。この場合、水路堤防について「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行する必要がない場合をいう。

(8) 橋梁の高欄又は橋梁若しくは隧道の照明設備のみに係る工事

(9) そだ、雑石程度の井堰に係る工事

(10) その他前各号に掲げるものに類する工事

第3 事業内容

要綱第4の1の(3)の「農村振興局長が別に定めるもの」として地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が行うものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1 突発事故により破堤して満潮又は年内の次の出水により人命又は財産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の仮締切工事

2 突発事故の発生箇所が年内の次の出水又は高潮により破堤して人命又は財産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の応急補強工事

3 かんがい期間中に用水路又は頭首工に突発事故が生じた場合に通水のため

緊急に施行する必要がある応急仮工事

- 4 特に重要な農道又は橋梁に突発事故が生じ、農産物の生産、搬出等に重大な支障が生ずる公算が大きい、これらの復旧に長期間を要し、かつ、適当な回路がないため緊急に施行する必要がある仮道又は仮橋工事

第4 実施要件

- 1 要綱第5の1ただし書の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧又は事故の防止
 - (2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が120センチメートル以上残されたものをいう。）のみに係る復旧又は事故の防止
 - (3) 溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵類のみに係る復旧又は事故の防止
 - (4) 森林植生のみに係る復旧又は事故の防止
 - (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧又は事故の防止
- 2 要綱第5の2の（1）のイの（イ）及び（2）のイの（イ）の「高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているもの」とは、施設の造成又は管理に当たり有識者委員会等において検討を行うなど高度な技術的評価を必要とした施設及びこれと同条件の施設であって、地方農政局長等が認めるものをいう。
- 3 要綱第5の2の（1）のウ及び（2）のウの「農村振興局長が別に定める要件」とは、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。ただし、竣工後10年を経過しない施設等にあつては、この限りではない。
 - (1) 維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。なお、維持管理事業計画等とは、次に掲げる計画等のいずれかに該当するものとする。
 - ア 法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理事業を行おうとする場合において定める法第48条第1項、第87条、第87条の2及び第96条の2に規定する土地改良事業計画
 - イ 法第57条の2（第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）及び第93条の2に規定する管理規程
 - ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条の規定により定める保安規程
 - エ 河川法（昭和39年法律第167号）第47条の規定により定める操作規程

オ 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条の規定により定める届出

カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により定める条例

（2）機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること。なお、機能保全計画等とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するものとする。

ア 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画

イ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる広域基盤整備計画

ウ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる長寿命化に配慮した更新整備計画

エ 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）別紙2運用1第1の6（沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別紙3第2において準用する場合を含む。）及び運用3第2の3の（5）に掲げる機能保全計画

オ 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）要領別紙2、別紙3、別紙4及び別紙11に掲げる施設長寿命化計画

カ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）別紙1及び別紙3に掲げる機能保全計画

キ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）に掲げる機能保全計画及び施設長寿命化計画

ク 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1－1運用1第4の3に掲げる個別施設計画

ケ 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4－1運用4第1の2の（1）

に掲げる個別施設計画

コ 農村整備事業実施要領（令和３年４月１日付け２農振第2737号農林水産省農村振興局長通知）別紙６の第１の２に掲げる機能保全計画

第５ 事業の実施等

- １ 要綱第６の１の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第１－１号の事故報告書とする。ただし、要綱第６の１の規定により事故による被害が甚大なため被害額等の特定に不測の日数を要する場合は、被害額等の特定後速やかに別記様式第１－１号により報告するものとする。
- ２ 要綱第６の２の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第１－２号の事故兆候報告書とする。ただし、事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響等の特定に不測の日数を要する場合は、事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響等の特定後速やかに別記様式第１－２号により報告するものとする。
- ３ 要綱第７の１の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第２－１号の突発事故復旧事業計画書とする。当該計画書等を作成する場合において、当該工事が竣工しているときは、当該工事の竣工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。ただし、突発事故復旧事業計画書の作成に不測の日数を要する場合は、当該計画書の作成後速やかに、当該計画書の作成のために行った国営施設機能保全総合対策事業施設機能保全検討調査（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年７月７日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）別紙10第２に掲げる調査をいう。）等（以下「検討調査等」という。）に関する書類を当該計画書に添付し、農林水産大臣に報告するものとする。
- ４ 要綱第７の２の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第２－２号の事故防止事業計画書とする。
- ５ 要綱第７の１の現地調査は、要綱第３の１の各号に示す原因の有無に留意して行うものとし、併せて施設の原形及び被害状況を調査するものとする。
- ６ 要綱第７の２の予備調査は、要綱第５の３の（２）の各号に示す事故の兆候並びに当該事故が発生した場合の地域の社会及び経済に及ぼす影響に留意して行うものとする。
- ７ 要綱第８の３の「農村振興局長が別に定める書類」とは、別記様式第３号の実施計画書及び箇所別平面図とする。また、「軽微なもの」とは、主要な工事の形状寸法、材質、位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいうものとし、軽微な変更を行ったときは速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。

第6 緊急応急工事の取扱い

地方農政局長等は、要綱第9の規定により承認を受けようとする場合には、別記様式第4号の緊急応急工事費概算調書を提出するものとする。

ただし、当該調書を作成する余裕がない場合には、電話その他の方法によって申請するものとし、その後速やかに当該調書を提出するものとする。

第7 完了報告

要綱第10の様式は、別記様式第5号の突発事故復旧事業完了調書又は事故防止事業完了調書とする。

第8 その他

- 1 この要領の施行に伴い本事業の対象となる突発事故は、平成30年4月1日以降に生じた事故とする。
- 2 次に掲げる機能保全計画、施設の長寿命化に関する計画及び長寿命化計画に関する計画は、第4の3の(2)の機能保全計画等とみなすものとする。
 - (1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画
 - (2) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正について（平成30年3月30日付け29農振第2234号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の国営施設機能保全事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2220号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる施設の長寿命化に関する計画
 - (3) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正についてによる廃止前の国営施設応急対策事業実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2685号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(2)に掲げる長寿命化に関する計画
 - (4) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）による廃止前の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知）別紙4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画
 - (5) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてによる廃止前の特定地域振興生産基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振2243号農林水産省農村振興局長通知）別紙4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画

- (6) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてによる廃止前の農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長及び24生畜第2231号農林水産省生産局長通知）別紙3－1第2の7の（1）に掲げる機能保全計画
- (7) 水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）第2の12に掲げる機能保全計画
- (8) 地域自主戦略交付金制度要綱の廃止について（平成25年5月15日付け府分推第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第161号警察庁長官通知・総官企第138号総務事務次官通知・25文科施第63号文部科学事務次官通知・厚生労働省発会0515第2号厚生労働事務次官通知・25農振第265号農林水産事務次官通知・20130501財地第2号経済産業事務次官通知・国官会第234号国土交通事務次官通知・環境政発第1305101号環境事務次官通知）による廃止前の地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日付け府地戦第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第109号警察庁長官通知・総官企第112号総務事務次官通知・23文科施第4号文部科学事務次官通知・厚生労働省発健0401第10号厚生労働事務次官通知・22農振第2184号農林水産事務次官通知・平成23・03・24財地第1号経済産業事務次官通知・国官会第2614号国土交通事務次官通知・環境政発第110330002号環境事務次官通知）別紙9第1の2の（7）に掲げる機能保全計画
- (9) 東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予635号農林水産事務次官依命通知）の別添1－4第1の2の（7）及び（8）並びに東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予636号農林水産事務次官依命通知）の別添1－4第1の2の（7）及び（8）に掲げる機能保全計画

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年10月14日から施行し、令和4年5月15日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1－1 号

事 故 報 告 書

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿
(地方農政局長又は
沖縄総合事務局長)

(都道府県知事
〇〇所長) 氏 名

年 月 日から 月 日までの突発事故により土地改良施設等により下記のとおり被害が発生したため、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2306 号）第 6 の規定により報告します。

記

1 事故の概要

- (1)施設概要（管理主体、施設名、工種）
- (2)事故発生部位・箇所（延長）
- (3)事故の状況（事故発生前後の施設状態等についても分かる範囲で記入）
- (4)二次被害のおそれ（防災対策の措置の有無）

注 1 工種は別表の区分に従って記載する
2 本項目は、通常実施する事故の発生報告をもって代えることができる

2 被害の概要

(1) 農地及び土地改良施設の被害額 (単位：千円)

市町村名	被害報告額	左　　の　　内　　訳												備　考	
		農　　地			土　地　改　良　施　設										
					パイプライン		用排水機場		開　水　路		…………		小　計		
		箇所	面積	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
			(ha)												

注 土地改良施設の内訳欄は、上記事故概要の工種に準じて記入する

(2) 農地及び土地改良施設以外の主な被害

[illegible]

(3) 特記事項

注 国営、代行土地改良事業として施行中又は施行済の事業、応急対策を実施したものの等の被害概況を記載する

(4) 写真

別記様式第 1－2 号

事 故 兆 候 報 告 書

番 号
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿
(地方農政局長又は
沖縄総合事務局長)

(都道府県知事
〇〇所長) 氏 名

年 月 日から 月 日に土地改良施設等により下記のとおり事故の兆候を確認したため、
土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振
第 2306 号）第 6 の規定により報告します。

記

1 事故兆候の概要

- (1)施設概要（管理主体、施設名、工種）
- (2)事故兆候発生部位・箇所（延長）
- (3)事故兆候の状況
- (4)二次被害のおそれ（防災対策の措置の有無）

注 工種は別表の区分に従って記載する

2 事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響の概要

(1) 農地及び土地改良施設の被害額 (単位：千円)

市町村名	被害報告額	左　　の　　内　　訳												備　考
		農　　地			土　地　改　良　施　設									
					パイプライン		用排水機場		開　水　路		…………		小　計	
		箇所	面積	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
			(ha)											

注 土地改良施設の内訳欄は、上記事故概要の工種に準じて記入する

(2) 農地及び土地改良施設以外の主な被害

一 般 災 害				施 設 関 係 被 害			
区 分		数 量	備 考	区 分		数 量	金 額
罹災総数 人的被害 建物被害	世人	帯員	世帯人	河海砂防施設	川岸施設	箇所	千円
	死行方不	者明傷	人	林地荒廃防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	箇所	
	全半流一床床非	壊壊失損水水家	棟	公共土木施設等	水路公園	箇所	
	部上下	破浸浸	住計		電ガ水	線管管	
					ス		
					計		
				その他			

(3) 特記事項

注 国営、代行土地改良事業として施行中又は施行済の事業、応急対策を実施したものの等の被害概況を記載する

(4) 写真

別記様式第 2－1 号

年	月	日	発生
(施	設	名)	
			地区
突発事故復旧事業計画書			
(応急工事計画書)			
農政局名			
北海道開発局〇〇開発建設部			
沖縄総合事務局			

第 1 表 計画概要

事業名		○年度○○地区土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）	
事故発生年月日		年 月 日	関係面積 ha
施行位置		市町村 字	受益面積 ha
工 種			受益戸数 戸
工 期			
区 分		事業量	事業費 摘要
総 事 業			千円
うち産業廃棄物処理費			千円
うち事業損失防止費			千円
差 引			千円
被害状況			
当該施設の管理状況			
復旧工事計画			

- 注 1 面積(ha)は整数とし、小数点以下1位を四捨五入すること
- 2 「事業費総括」「工事費内訳」「応急工事費内訳」「地元負担内訳」及び図面等を添付すること
- 3 地盤沈下の対策に該当する場合は、対策に係る資料を添付すること

第2表 事業費総括

○年度○○地区土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）費総括表		
¥		
費 目	金 額	摘 要
工 事 費	千円	
本 工 事 費	千円	
測 量 設 計 費	千円	
用地費及び補償費	千円	
船 舶 機 械 器 具 費	千円	
営 繕 費	千円	
宿 舎 費	千円	
事 業 車 両 費	千円	
工 事 諸 費	千円	
応 急 工 事 費	千円	
事業費（合計）		

注 積算に係る各種計算書（見積書、根拠資料等）を添付する

第3表 工事費内訳

費 目	工種	細目	細別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
						円	円	
						円	円	
						円	円	
合 計								

第4表 応急工事費内訳

費 目	金 額	摘 要
工 事 費	千円	
本 工 事 費	千円	
測 量 設 計 費	千円	
用地費及び補償費	千円	
船舶機械器具費	千円	
合 計		

- 注 1 積算に係る各種計算書(見積書、根拠資料等)を添付する
 2 工事が竣工している場合は、施行状況が確認できる写真及び精算等が確認できる書類を添付する

第5表 地元負担内訳

事業費	国庫負担率	地 方 負 担 率			備 考
		都道府県負担	市町村負担	地元負担	
	%	%	%	%	
	(円)	(円)	(円)	(円)	

- 注 1 備考欄には一般型、基幹施設型の区分及び負担に係る議会又は総(代)会の議決状況等について記載する
 2 費用負担割合確認書等があれば添付する

第6表 関連事業

事業名	事業実施主体	事業費	受益面積	事業内容

- 注 1 土地改良施設突発事故復旧事業(補助)を実施する場合のみ記載する
 2 事業計画書及び図面等を添付する

添付書類

- (1) 図面(位置図(5万分の1又は2万5千分の1図)、平面図、縦横断図、構造図等)
- (2) 被害写真
- (3) 維持管理計画書等及び維持管理計画書等に基づく管理を証明する書類
- (4) 機能保全計画等
- (5) 検討調査等に関する書類(応急工事計画の作成に不測の日数を要する場合)
- (6) その他

(参考)

突発事故復旧事業計画書記載要領

項目	記載要領
第1表 計画概要	土地改良法施行規則（昭和24年農林水産省令第75号。以下「規則」という。）第40条の規定に基づき、目的及び同条第1号から第6号までに掲げる事項を記載するものとし、その記載要領は以下のとおりとする。
事業名	
事故発生年月日	
施行位置	本事業の施行に係る地域の所在を記載する。
関係面積	被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設により受益する地域の面積を記載する。
受益面積	被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって受益する地域の面積を記載する。
受益戸数	被害を受けた農地又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって受益する農地について、耕作の事業を行う戸数を記載する。
工種	別表の区分に従って記載する。
工期	工事の着手及び完了の予定時期を記載する。
事業量	農地にあつては田畑別の面積(ha)を記載する。
事業費	
被害状況	突発事故被害後の状況を記載する。
当該施設の管理状況	当該施設の突発事故被害前の状況（管理状況等）を記載する。
復旧工事計画	本事業の目的、一般工事計画、主要工事計画及び効果を記載する。
第2表 事業費総括	工事費及び応急工事費を記載するとともに、工事費の内訳として、本工事費、測量設計費、用地費及び補償費、船舶機械器具費、営繕費、宿舍費、事業車両費、工事諸費を記載する。
第3表 工事費内訳	土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日52構改D第24号）に基づき、工事費の内訳を記載する。
第4表 応急工事費内訳	応急工事費の内訳として、本工事費、測量設計費、用地費及び補償費、船舶機械器具費を記載する。
第5表 地元負担内訳	負担割合と事業費に対する負担額を記載する。
第6表 関連事業	現地仮復旧を補助事業で実施する場合は、補助事業に関する内容を記載する。
添付書類	規則第40条第7号に掲げる現況図、計画図その他当該土地改良事業に関する図面等を添付する。

別記様式第 2－2 号

国営事故防止事業計画書(緊急防災等工事計画書)

第 1 章 目的

第 2 章 地域及び地積

第 1 節 地域

第 2 節 地積

第 3 章 一般計画

第 4 章 対象施設の状況

第 1 節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第 2 節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第 3 節 その他の施設

第 4 節 周辺環境

第 5 章 主要工事計画

第 1 節 要旨

第 2 節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第 3 節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第 4 節 その他の施設

第 6 章 附帯工事計画

第 7 章 工事の着手及び完了の予定時期

第 8 章 環境との調和への配慮

[illegible]

2 頭首工

(第2表-2)

名称			型式			河川名			位置			基本事業			備考
河川状況（セキ地点）			堤長		洪水吐		取水施設		管理	管理受託	受益	造成工期	造成	受益	
流域 面積	計画 高水量	平均河 床標高	固定部	可動部	型式	ゲート	型式	取水量	受託者	年月日	面積		工事費	面積	
km ²	m ³ /s	ELm	m	m		㎥スパン		m ³ /s			ha	年度～年度	千円	ha	
土砂吐		護床工		付帯施設											
排砂 流量	ゲート	延長	構造												
m ³ /s	㎥スパン	m													
工事を必要とする理由															

3 揚水機

(第2表-3)

名称			関係河川名			位置			管理	管理受託	受益	基本事業			備考
ポンプ						原動機	その他の 施設	受託者	年月日	面積	造成工期	造成	受益		
型式	台数	口径	揚水量	実揚程	運 転 時間	種類					動力				
		mm	m ³ /s	m ³ /s	hr/日		KW PS				ha	年度～年度	千円	ha	
工事を必要とする理由															

4 用水路

(第2表-4)

水路名	最大 通水量	延長			管理	管理受託	受益	基本事業				備考
		開渠	トンネル	計	受託者	年月日	面積	造成工期	造成 工事費	受益 面積	末端支 配面積	
	m ³ /s	m	m	m			ha	年度～年度	千円	ha	ha	
工事を必要とする理由												

5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

1 排水水門

(第3表－1)

水路名	流域 面積	計画		排水本川			管理	管理受託	受益	基本事業			備考
		排水量	地区内 たん水深	名称	計画 洪水量	計画 洪水位	受託者	年月日	面積	造成工期	造成 工事費	受益 面積	
	m ³ /s	m	m	m	m	m			ha	年度～年度	千円	ha	
工事を必要とする理由													

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第3節 その他の施設

第4節 周辺環境

第5章 主要工事計画

第1節 要旨

第2節 用水施設

1 貯水池

(第4表－1)

改修力所	改修工事内容		備考
	構造	数量	
堤体			
洪水吐			
取水設備			

2 頭首工

(第4表－2)

改修力所	改修工事内容		備考
	構造	数量	
取水口			
取水堰			
附帯施設			
管理施設			

3 揚水機

(第4表－3)

改修カ所	改修工事内容		備考
	構造	数量	
ポンプ			
原動機			
吸水槽			

4 用水路

(第4表－4)

水路	改修工事内容		備考
	構造	数量	

5 その他かんがい施設

第3節 排水施設

- 1 排水水門
- 2 排水機
- 3 排水路
- 4 その他排水施設

第4節 その他の施設

第6章 附帯工事計画

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

第8章 環境との調和への配慮

第9章 事業費の総額及び内訳

第10章 効用

第11章 関連する事業

- 1 基本事業
- 2 維持管理事業
- 3 その他の関連事業

第12章 計画図面

- 1 現況平面図
- 2 計画平面図
- 3 主要工事図面
- 4 図面目録

(参考)

国営事故防止事業計画書記載要領

項目	表番号	記載要領
第1章 目的	第1表	事業の目的を簡潔に記載する。
第2章 地域及び地積		地域とは、本事業の施行に係る地域をいい、〇〇県〇〇市、〇〇郡〇〇町と全ての関係市町村名を記載する。 地積とは、本事業によって受益する土地の面積をいう。 1. 面積は、土地登記簿を原則とするが、それ以外の土地登記簿の情報を反映させていることが明確である各種公的書簿を利用して面積を求めている場合は、土地登記簿に準ずる根拠資料として取り扱うものとする。また、土地登記簿等から面積が得られないものについては、実測又は図測等で面積を計測するものとする。なお、備考欄に引用した根拠資料名、計測方法等について記載する。 2. 市町村別に区分しにくい場合は、市町村名を記載し、面積は一括してもさしつかえない。 3. 単位は1ha までとする。
第1節 地域		
第2節 地積		
第3章 一般計画		
第4章 対象施設の状況	第2表－1	工事の対象となる施設の概要及び工事を必要とする理由を記載する。
第1節 用水施設		造成工期及び造成工事費の欄は基本事業（当該事業の対象となる施設を造成した事業）計画について記入する。
1 貯水池		
2 頭首工		
3 揚水機		
4 用水路		造成工期及び造成工事費の欄は基本事業（当該事業の対象となる施設を造成した事業）計画について記入する。
5 その他かんがい施設	第3表－1	様式は第2表－3に準ずる。 様式は第2表－4に準ずる。
第2節 排水施設		
1 排水水門		
2 排水機		
3 排水路		
4 その他排水施設		
第3節 その他の施設	第4表－1	工事計画の概要を記載する。 工事の工法、構造、数量等について記載する。
第4節 周辺環境		
第5章 主要工事計画		
第1節 要旨		
第2節 用水施設		
1 貯水池		

別記様式第 3 号

年 月 日 発生

地区突発事故復旧事業（直轄）実施計画書（変

（施 設 名）

基本事業種別	施 行 位 置

農
北
沖

全 体 計 画						〇〇まで 施 行 済	
費 目	工 種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額
本 工 事 費							
測 量 設 計 費							
用地費及び補償費							
船 舶 機 械 器 具 費							
：							
工 事 諸 費							
計							
改 国 費							

（備考） 変更実施計画については、当初計画を上段に（ ）書きとする。

< 施行注意 >

要領第 5 の 7 に基づき事故防止事業の実施計画書を提出する場合は、下線部を事故防止事業とするこ

別記様式第4号

年 月 日 発生
(施設名)

地区

突発事故復旧事業 緊急応急工事費概算調書

農 政 局 名
北海道開発局〇〇開発建設部
沖 縄 総 合 事 務 局

第1表 復旧計画概要

事業名		○年度○○地区土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）		
事故発生年月日		年 月 日	関係面積	ha
施行位置		市町村 字	受益面積	ha
工 種			受益戸数	戸
工 期				
区 分		事業量	事業費	摘 要
工事費			千円	
本工事費			千円	
測量設計費			千円	
用地費及び補償費			千円	
船舶機械器具費			千円	
うち産業廃棄物処理費			千円	
うち事業損失防止費			千円	
差 引			千円	
被害状況				
復旧工事計画				
緊急応急工事を要する理由				

添付図書

- (1) 被害状況の写真
- (2) 一般平面図
- (3) 箇所別平面図、縦横断平面図及び主要工作物の構造図
- (4) 積算に係る各種計算書（見積書、根拠資料等）
- (5) その他

別記様式第 5 号

年 月 日 発生

地区突発事故復旧事業（直轄）完了調書

（施 設 名）

基本事業種別	施 行 位 置	予算額		
		年度	年度	計

（農 政 局 名
北海道開発局〇〇開発建設部
沖 縄 総 合 事 務 局）

（単位：千円）

決 定 額						完了額		年度別完了額				摘 要
								年度		年度		
費 目	工 種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
本 工 事 費												
測 量 設 計 費												
用地費及び補償費												
船 舶 機 械 器 具 費												
：												
工 事 諸 費												
計												
改 国 費												

（備考） 当初決定額の変更がされた場合は、当初決定額を上段に（ ）書きとする。

<施行注意>

要領第 7 に基づき事故防止事業の事故防止事業完了調書を提出する場合は、下線部を事故防止事業とすること。

別表 工種一覧

工 種	構 造 物 区 分	摘 要
パイプライン	コンクリート系 鉄鋼系 樹脂系 パイプライン附帯施設	水管橋含む
揚水機場 排水機場	本体及び付属機器 電気設備 その他	
開水路	鉄筋コンクリート 無筋コンクリート（ライニング） ブロック積 土水路 その他開水路 開水路附帯施設	水路橋含む
水路トンネル・暗きょ		
水門		
水管理施設（中央管理所）		
貯水池（ダム） 貯水池（ため池その他） 頭首工	機械設備 電気設備 土木構造物 その他	
干拓	堤防 閘門 排水門	
地下水利用施設	集水暗渠 井戸	
農道	路面 橋梁 隧道	
その他		構造物区分を具体的に記載